

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成28年1月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500363号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1500059号

第1 結論

昭和53年5月及び同年6月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年5月から同年6月まで

私は、会社を退職後、昭和53年5月に市役所で厚生年金保険から国民年金への切替えに伴う加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料については、加入手続を行ったときに市役所で2か月分を現金で納付し、その後は送られてきた納付書で、金融機関で納付した。ずっと未納のないように納めてきたにもかかわらず、請求期間が未加入で未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和53年5月に市役所で厚生年金保険から国民年金への切替えに伴う加入手続を行ったと主張しているところ、請求者の所持する国民年金手帳では、当初、被保険者資格取得日は昭和53年5月1日と記載され、被保険者の種別の「任」の欄に丸が示されていたものが、資格取得日が同年7月6日に上書き訂正され、当該訂正について、訂正印、訂正日等が確認できないことから、行政側の記録管理等が適切に行われていなかった可能性がある。

また、請求期間の国民年金保険料について、請求者は、加入手続を行ったときに市役所で納付したと主張しているところ、当該市役所では、請求期間当時、市役所の庁舎内で保険料収納事務が行われていたと回答していることから、請求内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、請求者は、i) 国民年金に任意加入して以降、請求期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料に未納がないこと、ii) 請求期間後の厚生年金保険から国民年金(任意加入)への切替手続及び複数回にわたる第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行っており、保険料の納付意欲は高かったものと認められることから、請求者が2か月と短期間である請求期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500329号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500149号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成24年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成24年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求者のA社における平成24年6月29日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成24年6月29日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年6月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月30日から同年7月1日まで
② 平成24年6月29日

私は、A社に平成24年6月30日まで勤務していたが、請求期間①が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。また、同年6月29日に賞与が支給されていたが、請求期間②に係る標準賞与額の記録が無い。給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間①及び②の厚生年金保険に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者の雇用保険記録及びA社の回答により、請求者が同社に平成24年6月30日まで勤務していたことが確認できる。

そして、A社が保管する賃金台帳により、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①における標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主から届出されるべき報酬月額が確認できる場合は、当該報酬月額に基づく標準報酬月額と事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成24年6月に係る標準報酬月額については、事業主が保管する賃金台帳で確認できる同年7月分給与の厚生年金保険料控除額から19万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年6月30日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、上記により、請求者は、A社に平成24年6月30日まで勤務しており、同年6月が厚生年金保険の被保険者期間であったことが認められるところ、同社が保管する賃金台帳により、請求者が同年6月29日に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②における標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、事業主が保管する賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年6月29日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500313号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500150号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和51年7月15日から昭和52年1月1日まで
② 昭和52年1月4日から昭和53年1月23日まで
③ 昭和54年12月30日から昭和55年1月1日まで
④ 昭和55年1月1日から昭和57年9月2日まで
⑤ 昭和57年9月21日から昭和58年1月1日まで
⑥ 昭和58年4月1日から同年9月13日まで

私は、請求期間①にA社、請求期間②及び③にB社、請求期間④及び⑤にC社及び請求期間⑥にD社にデザイナーとして勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社の事業主及び同僚の回答並びに同社の後に勤務したC社が保管する労働者名簿に記載された請求者の履歴から、請求者は、A社に期間は特定できない

ものの勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿によると、A社は、昭和51年3月27日に適用事業所ではなくなっており、請求期間①において、適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主は、適用事業所でなくなった後は、厚生年金保険料を控除していなかったと陳述している。

さらに、事業主は、昭和51年3月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、請求期間①に被保険者記録は無い上、同年4月から昭和56年2月まで国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

- 2 請求期間②及び③について、請求者は、B社に勤務していたとして、厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めている。

しかしながら、請求者のB社に係る雇用保険の記録により、昭和53年4月1日に資格を取得し、昭和54年12月29日に同社を離職していることが確認できる上、同社の後に勤務したC社が保管する労働者名簿に記載された請求者の履歴によると、請求者はB社に昭和53年1月20日に入社し、昭和54年12月20日に退社していることが確認できる。

また、複数の同僚に照会したものの請求者の請求期間②及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 3 請求期間④及び⑤について、請求者は、C社に勤務していたとして、厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めている。

しかしながら、C社が保管する労働者名簿によると、請求者は同社に昭和55年2月1日に入社し、昭和57年9月20日に退職していることが確認できる上、事業所別被保険者名簿によると、同社は、同年9月2日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、請求期間④において、適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主は、請求期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している上、請求者が記憶している同僚は、請求期間④に厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、複数の同僚に照会したものの請求者の請求期間④及び⑤に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 4 請求期間⑥について、請求者のD社に係る雇用保険の記録により、請求者は当該期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿によると、D社は、昭和58年9月13日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、請求期間⑥において、適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主は、請求者の請求期間⑥に係る厚生年金保険料の控除については不明と陳述している上、当該期間に被保険者記録は無い。

さらに、昭和53年に入社したとする元従業員は、D社が厚生年金保険の適用事業所とな

るまでの期間は、厚生年金保険料は控除されていなかったと陳述している。

- 5 このほか、請求者の請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。